

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 11 月 8 日（金）第 565 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

○地域森林計画案の縦覧

（森林経営課取扱い） 1

○保安林の指定予定

（森づくり推進課取扱い） 1

告

示

鹿児島県告示第754号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により北薩地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和 6 年 11 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 森林計画区の名称

北薩森林計画区（阿久根市、出水市、薩摩川内市、伊佐市、薩摩郡及び出水郡一円）

2 縦覧の場所

鹿児島県環境林務部森林経営課、北薩地域振興局農林水産部林務水産課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課

3 縦覧期間

令和 6 年 11 月 8 日から同年 12 月 9 日まで

鹿児島県告示第755号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 6 年 11 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

大島郡龍郷町大勝字下山田1354番1、1355番2、1355番4・1360番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部
森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）